



モバイルビジネス研究会 プレゼンテーション資料

主要検討項目(案)に対する意見

2007年2月2日
株式会社NTTドコモ

もっともっと、いいケータイへ。

- 携帯電話事業者は、技術革新の激しいモバイルビジネスにおいてサービス・料金・ネットワーク等多様な局面で熾烈な競争に直面
- 今後のモバイルビジネス市場の健全な発達のため、本研究会では以下を留意したバランスのとれた検討を希望
 - ・設備投資インセンティブが確保され、既存の設備ありきではなく新たな研究開発や技術革新を伴うサービス競争が促進される市場環境の整備の重要性
 - ・短期的な利用者利益の向上と中長期的な電気通信の健全な発達及び利用者利益の向上とは必ずしも一致しないこと
 - ・利用者と携帯電話ビジネスを取り巻く多数のプレイヤーの利害得失の十分な考慮
 - ・ICT国際競争力強化の視点

- 競争のあり方をあらかじめ方向づけるのではなく、事業者の競争に委ねるべき
 - ・お客様ニーズがあり、Win-Winの関係ならば協働は可能

- プラットフォームレイヤー・通信端末と通信サービスの連携にあたっては、
 - ・セキュリティの確保が前提
 - ・効率性と汎用性の関係はトレードオフ
 - ・連携の形態は技術の進展やお客様ニーズに依存

- 技術の進展を促す設備投資インセンティブが確保されるビジネスモデルか否かの視点が重要

○MVNOは周波数割当の条件に従いリスクを負って電気通信設備を構築

- ・MVNOが設備投資リスクを負わないが為に、サービス提供上有利となるべきではない
- ・設備競争への新規参入や既存MNOの設備投資インセンティブは確保されるべき

○MNOとMVNOはシェアを奪いあう競争関係ではなく協働によるWin-Winの関係

- ・新たな付加価値サービスにより市場拡大に寄与するもの
- ・Win-Win関係は事業者間の自由な交渉から生まれるもの

○MVNOの参入促進においてもMNOの設備競争が有効に機能することが大前提

- ・責任分界点を境としてMNOが利用者に移動通信役務を提供
- ・MVNO自らは移動通信役務以外の役務提供により新たな付加価値サービスを提供
- ・接続義務は誠意ある交渉の義務、接続条件はMNO・MVNO双方の協議

- **認証・課金等のプラットフォームは各事業者のノウハウ等知的財産が凝縮**
 - ・ 知的財産権は独占禁止法第21条にも現れているように、競争政策上も最大限の尊重が図られ、権利者の保護が図られるべき権利

- **競争力の源泉となる課金プラットフォームは事業者間で連携を図る対象ではない**
 - ・ 現状でも事業者間精算に必要なデータについては接続事業者間で相互に提供
 - ・ ユーザー料金については携帯電話事業における最も重要な競争要素

- **プラットフォーム機能の連携の議論には慎重さが必要**
 - ・ セキュリティの確保が前提、効率性と汎用性はトレードオフの関係

○ W-CDMA方式としては、SIMロックの解除は可能

○ 現状 ◇SIMロックは販売奨励金モデルと相まって機能している

☆国内市場は活性化

☆NW高度化のスピードアップ

★通話料で端末コストを回収 ⇒ ユーザーの不公平感

○ SIMロック解除は可能だが、ロックが解除されたら・・・

◇現行の販売奨励金モデルは採りえない

【キャリア】

①端末の定価販売

⇒ 通話料は値下げ可能

②期間拘束契約＋販売奨励金

⇒ 値下げは販売奨励金の程度による

(欧米では一般的)(参考1)

【お客様】

☆音声・SMS等の基本機能は利用可能 (参考2)

★iモード等は利用不可

【市場】

★端末販売量の減少 ⇒ メーカー・代理店のビジネス縮小

★auとは端末共用不可 ⇒ 競争市場の歪み

★歯止め策がなければロック解除端末の海外流出リスク

◇ 国内市場が混乱した場合、キャリア・メーカーの海外進出にも影響が？

◇ 移行措置はどのように？

(参考1-①)欧米におけるSIMロックの現状

		英国				ドイツ		フランス	米国
		Vodafone	O2	Orange	T-mobile	T-mobile	Vodafone	Orange	Cingular Wireless
端末へのSIMロック	規制当局による規制	規制なし				規制なし		6ヵ月まで許容	規制なし
	販売時のSIMロック有無	あり	なし (プリペイド端末には適用)	あり		あり	なし (プリペイド端末には適用)	あり	あり
	解除時の手数料	£ 20 (4,310円)	—	£ 20 (4,310円)	£ 15 (3,230円)	~24ヶ月: € 99.5 24ヶ月~: 無料	—	~6ヶ月: €76 6ヶ月~: 無料	無料

出所: 弊社独自調査

(参考1-②)欧米における期間拘束型料金の現状

		英国				ドイツ		フランス	米国
		Vodafone	O2	Orange	T-mobile	T-mobile	Vodafone	Orange	Cingular Wireless
契約拘束期間		12ヵ月・18ヵ月			12・18・24ヵ月	なし・24ヵ月	24ヵ月	12・24ヵ月	24ヵ月
端末販売価格	契約期間による優遇	○	×	○	○	×	×	×	×
	高額プラン利用者優遇	○	○	○	○	○	○	○	×
基本料通話料	契約期間による割引	○	○	○	○	×	×	○	×
中途解約のペナルティ		残月分の基本使用料 (12ヵ月以上利用時は一部割引あり)				残月分の基本使用料		解約不可 (エリア外への転居等の場合は可)	早期解約金として一律\$175 (約2万円)

出所: 各社ホームページ及び弊社独自調査

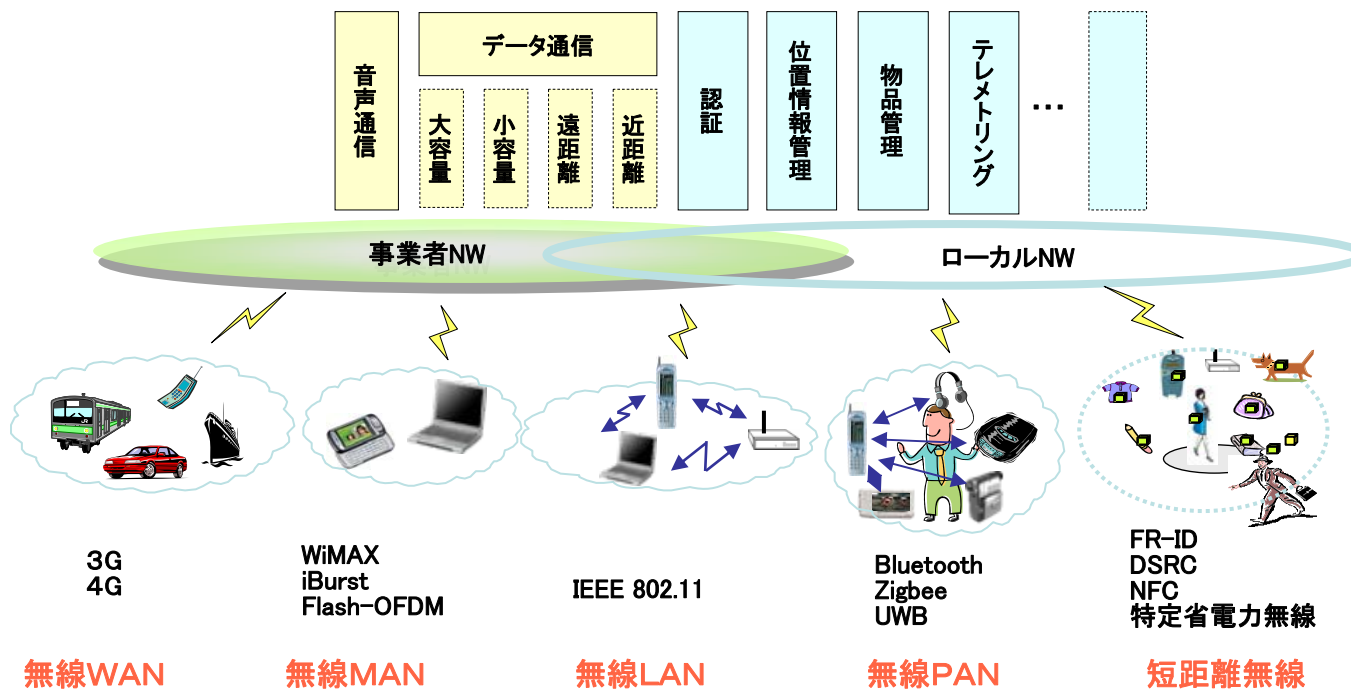
(参考2)SIMロック解除に伴う端末の動作

主な機能		動作可否※1	備考
基本機能	音声	○	<ul style="list-style-type: none"> ・付加サービスについては、キャリアの機能選択に依存 ・今まで販売されてきた弊社の殆どの3G端末では、NWロック機能※2により、左記の基本機能であってもキャリア変更後は動作しません
	TV電話	○	
	SMS	○	
iモード	メール	×	
	サイト閲覧	×	
Internet接続	PC経由	△	<ul style="list-style-type: none"> ・一部動作可能な端末あり
その他	TV閲覧等	△	<ul style="list-style-type: none"> ・一部動作可能な端末あり

※1： 弊社機種におけるSIMロック解除後の動作を全て保証するものではない。

※2： NWロック機能：端末内の携帯電話事業者情報に限定してNWを検索する機能

- 無線アクセスは、利用シーンに合わせて最適なネットワーク/技術が提供されるべき
- 競争環境については、投資に見合うインセンティブが事業者に与えられることを前提とし、適用される技術と用途に応じ整備されるべき



(※PAN : Personal Area Network, LAN : Local Area Network, MAN : Metropolitan Area Network, WAN : Wide Area Network)